

## はじめに

はじめに、シンポジウム開催の経緯と趣旨にふれておきたいと思います。

懇話会がシンポジウムという催しを考えるにいたった発端は、いわゆる「矢野事件」にあります。しかし、本シンポジウムでは「矢野事件」という具体的な問題について論じるのではなく、大学におけるセクシュアル・ハラスメントとその対応について冷静により深く論じたいと考えております。

それはなぜかといいますと、まず、セクシュアル・ハラスメントを男女の性的関係の一般のなかでとらえ、それはプライバシーの問題であり立ち入りにくいとか、あるいは処分などが行われれば大学自治を侵害するのではないかという論調が広くみられます。しかし、何がプライバシーの問題であって、何がそうでないのか、セクシュアル・ハラスメントとは何かということが、大学人のなかで明確に認識されてはいないといえます。これについてはこれからのお話しのなかで明らかにされますが、どう対応すべきかを考えるためには、まずこれらについての認識を共有する必要があると思われる。

そのうえでさらに、私たちはプライバシーや大学自治の侵害云々とする論調を越えて、この問題にきちんと対応しなければならぬ大学人としての基本的立場があると考えます。それは研究、教育を担うという大学固有の役割から生じるものです。この大学固有の役割を果たすためには、基本的に自由で創造的な環境が保証されることが不可欠であります。男女を含めた大学構成員の基本的な人権が尊重されることが大きな前提になるといえます。したがって、私たち大学構成員は、基本的人権が侵される事態があればそれを防ぎ、むしろ大学自治の具体的中味として、人権が保障されるような環境を一般的にでもあるいは個別的にでも保持していく役割があると思うわけです。

このようにみたととき、私たちは大学構成員として、大学におけるセクシュアル・ハラスメントとそれへの対応について、十分に掘り下げて検討する機会をもち、これからの新しい方向を切り開いていくことが大切であると考えるにいたった次第です。このような趣旨において、本シンポジウムを開催いたしました。

ただしかし、個別に「矢野事件」に関して論じないといっても、今日ご参加いただいた皆さま方には、全然ご存じない方があるかもわかりませんし、報告者の方が「例の事件」と例に挙げられてもわからなくてとまどわれる方がいらっしゃるといけませんので、ごくごくかいつまんで経過をのべておくことにいたします。

「矢野事件」といいますのは、私たちの目にとまり始めたのは、昨年春より矢野教授の秘書が次々と辞職する事態が起こったときからです。また昨年12月には、甲野乙子（仮名）さんより京都人権擁護委員会に人権救済の申し立てが行われ、その申し立て内容によって性的関係の強要あるいは強姦という事態があったことが明るみにでたわけです。

また、この問題のもう一つの側面といいますか、経過としてみておかなければならないのは、大学の対応が非常に遅れたということです。まず、秘書の方たちが、事務長等、当事者、大学当局に訴えをされたようですけれどもなかなか対応に動いてもらえなかった。そこで、女性職員有志の方たちが東南アジア研究センターの教授宛に質問状を出されるということがあって、7月頃によく同センターに調査機関が設立されました。しかし調査は行われず、うやむやのなかで矢野教授が所長を辞任するという事になったわけです。そのために女性職員有志の方々が独自に調査をし、9月に文部大臣宛に質問状をだすという事を行うにいたって、ようやく正式に機関としての調査が開始されたわけです。その頃、12月に先ほども申しました甲野乙子さんの申し立てがあったこともあり、マスコミ報道が非常に活発になりました。懇話会ではこの頃初めて知ったような状態で、非常に驚いて総長宛に改善の要望書をだした次第です。続いて、矢野教授が教授を辞職するというようなことがありました。その後、懇話会の代表である小野和子さんが、新聞に書いた論評をもとに、本末転倒もいいところですが、矢野元教授に名誉毀損で訴えられるという事があり、現在裁判になっています。このような経過をたどってきております。事実経過については、すでに詳細な内容が明らかにされており、その点については京都大学新聞などに非常に詳しく報道されていますので、必要な方はそちらを御覧いただきたいと思えます。

事件の経緯はこの程度にしまして、本日のシンポジウムの構成に移ります。まず、「セクシュアル・ハラスメントとは何か」について、全国では初めてのこの問題の係争のケースとなった福岡の裁判にかかわってこられた牟田和恵さんに最初にお話しいただきます。

続いて、伊藤公雄さんに、「男性の目から見たセクシュアル・ハラスメント」というテーマで報告をいただきます。あわせて、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの背景として、大学のもつ構造的な問題についても論じていただきたいと考えております。

さらに、私たちがこれから大学における対応を考えていくうえで大いに参考になると思われるのが、こういった対応策の進んでいる欧米諸国の事例です。3番目には河村良能さんに、「アメリカの大学にみるセクシュアル・ハラスメント対応」として、これらの具体的な対応策を紹介していただき、これからの対応方向の検討の参考にできるようにしたいと考えております。

新山 陽子 (司会)

シンポジウム「大学におけるセクシュアル・ハラスメントを考える」

開催日 1994年9月29日  
主催 京都大学女性教官懇話会  
あいさつ 小野和子（懇話会代表、人文科学研究所）  
報告者 「セクシュアル・ハラスメントとは何か」  
甲南女子大学 牟田和恵（むた かずえ）  
「男性の目からみたセクシュアル・ハラスメント」  
大阪大学 伊藤公雄（いとう きみお）  
「アメリカの大学にみるセクシュアル・ハラスメント対応」  
龍谷大学 河村能夫（かわむら よしお）  
司会 新山陽子（農学部）  
まとめ 田邊玲子（総合人間学部）

: 所属は開催当時